

平成20年1月31日国総建第269号
経営事項審査の事務取扱いについて（通知）
新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>I</p> <p>1 (略)</p> <p>2 許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数及び許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高について（告示第一の三関係）</p> <p>(1) 許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数について</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 建設業法第27条第1項に規定する技術検定その他の法令の規定による試験で、当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者、他の法令の規定による免許若しくは免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者又は登録基礎ぐい工事試験（建設業法施行規則第7条の3第2号の表とび・土工工事業の項第5号の登録を受けた試験をいう。）若しくは登録解体工事試験（同条第2号の表解体工事業の項第4号の登録を受けた試験をいう。）に合格した者であって一級技術者及び基幹技能者以外の者（以下「二級技術者」という。）</p> <p>⑤ (略)</p> <p>ハ (略)</p>	<p>I</p> <p>1 (略)</p> <p>2 許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数及び許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高について（告示第一の三関係）</p> <p>(1) 許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数について</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 建設業法第27条第1項に規定する技術検定その他の法令の規定による試験で、当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって一級技術者及び基幹技能者以外の者（以下「二級技術者」という。）</p> <p>⑤ (略)</p> <p>ハ (略)</p>

<p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>5-2 (略)</p> <p>II~VI (略)</p> <p>別紙 (略)</p> <p>別記 (略)</p> <p>別添 (略)</p>	<p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>5-2 (略)</p> <p>II~VI (略)</p> <p>別紙 (略)</p> <p>別記 (略)</p> <p>別添 (略)</p>
---	---